

すべての医療従事者のための 子ども虐待対応について



子ども虐待を早期発見し、迅速かつ適切に対応していただくことを目的に、虐待の徴候や発見した場合の関係機関との連携などを示した医療従事者のためのリーフレットを作成いたしました。

医療従事者は、虐待の早期発見の努力義務と、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告義務が課せられています。特に、夜間・時間外の救急外来における外傷の対応など、子ども虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、**虐待を疑った時点で情報提供・通告**していただきますようお願いいたします。

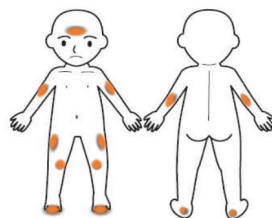
なお、詳細につきましては、「すべての医療従事者のための子ども虐待対応ハンドブック」をご参照ください。

1. 子ども虐待の気づきのヒント

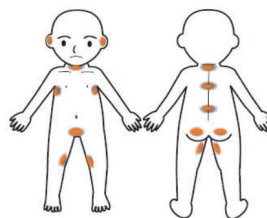
	子ども	保護者
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ●原因不明の外傷 ●周囲の大人を拒む、引きこもり又は攻撃的 ●怖い、不安、落ち込んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どものケガについて説明できない、又は説明が矛盾している ●厳しい身体的なしつけをしている
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ●身体的・感情的な発達の遅れ ●過度に従順又は強い要求 ●うつ病や自殺願望の徴候 	<ul style="list-style-type: none"> ●常に子どもを非難したり、侮辱したりする ●あからさまに子どもを拒絶する
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠、性感染症の発症 ●突然の登校拒否、悪夢、夜尿 ●異常な性的知識や行動 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの友達になろうとする ●子どもと二人きりになるための言い訳をする
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> ●成長・発達の遅れ ●身体の不潔、身体や衣類が汚い ●大人に怯える、異様に甘える、保護者の顔色を伺う 	<ul style="list-style-type: none"> ●望まぬ妊娠・出産 ●生活困窮、家庭不和、DV環境、被害経歴 ●子どもに無関心・無視 ●アルコールや他の薬物を乱用する

2. 身体的虐待と不慮の事故による外傷部位の違い

事故による外傷と異なり、外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が臀部やふともも内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、首やわきの下などの引っ込んでいるところ、外からわかりにくいところにある場合は、虐待が疑われます。



〈事故でけがをしやすい部位〉

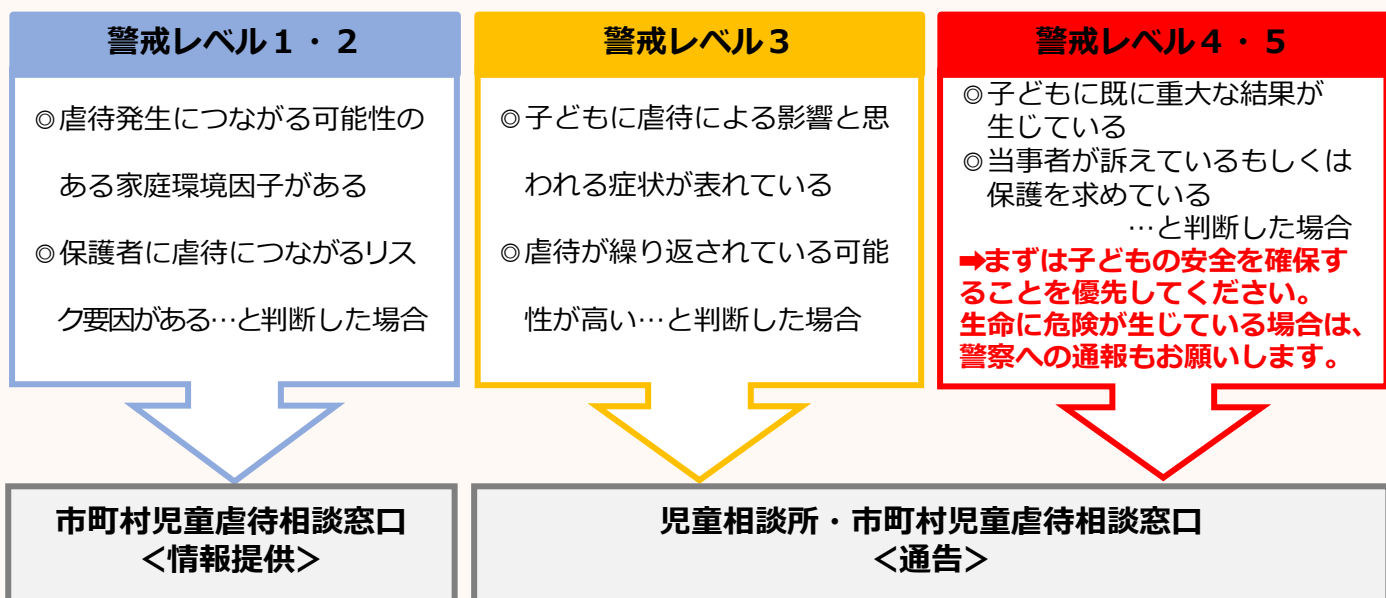


〈虐待によるけがが多い部位〉

出典：文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」

3. 関係機関との連携のポイント


警戒レベルの判断基準については、ハンドブックP.38～をご参照ください。



4. 関係機関連絡先

児童相談所	電話番号	児童相談所	電話番号
北九州市子ども総合センター	093-881-4556	田川児童相談所	0947-42-0499
福岡市こども総合相談センター	092-833-3000	久留米児童相談所	0942-32-4458
福岡児童相談所	092-586-0023	大牟田児童相談所	0944-54-2344
宗像児童相談所	0940-37-3255	京築児童相談所	0979-84-0407

児童虐待防止医療ネットワーク拠点病院		担当窓口	電話番号
北九州地区	北九州市立八幡病院	児童虐待専門コーディネーター	093-662-6565
福岡地区	福岡大学病院	児童虐待専門コーディネーター	092-801-1011
筑豊地区	飯塚病院	小児虐待防止委員会事務局	0948-88-8220
筑後地区	聖マリア病院	患者支援部	0942-35-3322

 子ども虐待について、判断に迷った場合には、児童虐待防止医療ネットワーク拠点病院へご相談ください。その他関係機関については、ハンドブックP.43～に掲載しております。

【児童相談所虐待対応ダイヤル】・24時間365日、児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。



・医療機関所在地のお近くの児童相談所につながります。※医療機関所在地と児童住所地が異なる場合は、児童住所地进行を所管する市町村や児童相談所へ直接おかけください（児童相談所は24時間365日受付可能です）。
 なお、児童相談所や市町村に情報提供・通告することは、**守秘義務違反にはあたりません。**

「すべての医療従事者のための子ども虐待対応ハンドブック」については、福岡県医師会ホームページよりご覧になれます。下記URLまたは右記QRコードよりダウンロードの上、ご活用ください。

https://www.fukuoka.med.or.jp/doctors/chiiki_iryuu/boshihoken/gyakutai-handbook.html

